通報・告発の取り扱いについてのフロー図

書面、電話、FAX、メール、面談等により受け付ける(顧問弁護士)



顧問弁護士は速やかに通報内容に関する調査の有無、 その他通報に関する対応を決定する。



内部監査室へ報告

内部監査室は理事長に報告をする。理事長は必要に応じて、 事実関係を調査するための委員会を設置する。



内部監査室もしくは委員会は顧問弁護士からの報告に基づき、適切な方法で調査を実施する。



調査結果を理事長へ報告

理事長は調査結果に基づき、必要に応じて速やかに是正措置 及び再発防止策を講じる



是正措置・再発防止策の実施



内部監査室は是正措置実施後、次の事項を確認する。

- ・法令違反行為の再発がないこと。
- ・是正措置および再発防止策が機能を果たしていること。
- ・通報者への不利益な取り扱いがないこと。



顧問弁護士は「通報 等の受領」を通知



顧問弁護士は「当該 通報対象事実の有 無」を通知



顧問弁護士は法令 違反等不正行為が 明らかになった場合 の「是正措置等」を 通知 通報者

不正行為が行われたと認定した場合:

- 〇是正措置・再発防止措置を講じる
- 不正行為が行われなかったと認定した場合:
 - ○当該調査に付随して行った措置を直ちに解除する
 - 〇被申立者の名誉回復のための措置をとる